

○長崎県災害危険区域の指定等に関する条例

昭和45年 7 月 8 日

長崎県条例第43号

改正 昭和57年10月15日条例第29号

平成 4 年 3 月30日条例第29号

平成 5 年 3 月30日条例第19号

平成17年 3 月22日条例第39号

平成27年 3 月24日条例第25号

長崎県災害危険区域の指定等に関する条例をここに公布する。

長崎県災害危険区域の指定等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築の制限等に関し、災害防止上必要な事項を定めるものとする。

(災害危険区域の指定等)

第 2 条 災害危険区域は、次に掲げる区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域を除く。）とする。

(1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域

(2) 前号に準ずる危険の著しい区域又は土石流、津波、高潮、出水、地すべり等による危険の著しい区域として知事が指定する区域

2 知事は、前項の区域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第 1 項の区域の指定をするときは、規則で定めるところにより、当該災害危険区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 災害危険区域の指定又は廃止は、前項の公示によってその効力を生ずる。

5 第 1 項第 1 号の区域については、前 3 項の規定は、適用しない。

(調査)

第3条 前条第1項第2号の区域の指定は、必要に応じ、当該指定に係る土地に関し、地形、地質、降水、建築物等の状況に関する現地調査をして行うものとする。

(調査のための立入り)

第4条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の調査のために必要があるときは、他人の占有する土地及び建築物に立ち入ることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

(身分証明書の携帯)

第5条 前条の規定により他人の占有する土地又は建築物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(建築物の建築の制限)

第6条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物、ホテル、旅館、病院、診療所（患者の収容施設がある場合に限る。）、学校又は集会場の用に供する建築物は、主要構造部（最下階の床を含む。）が鉄筋コンクリート造又はこれに準ずる構造であつて、かつ、急傾斜地の崩壊、土石流、津波、高潮、出水、地すべり等に対し安全な構造でなければ、建築してはならない。ただし、居室を有しない附属建築物については、この限りでない。

(適用除外)

第7条 次の各号のいずれかに該当する建築物については、前条の規定は、適用しない。

(1) 急傾斜地崩壊防止施設（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項の施設をいう。）、地すべり防止施設（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項の施設をいう。）その他の防止施設又は防護施設を設置することにより、安全であると認められる建築物

(2) 第2条第1項の規定により災害危険区域とされ、又は災害危険区域に指定された際、現に存する建築物で、前条の規定に適合しないものを増築し、改築し、又は移転する場合で、周囲の状況によりやむを得ないと認められるもの

(罰則)

第8条 第6条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）は、20万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか当該建築主に対して同項の刑を科する。

第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年条例第29号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成5年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。